

第4章 屋外広告物等の表示及び掲出する物件の設置 に関する行為の制限に関する事項

4-1 屋外広告物等に関する基本方針

(1) 基本方針

建築物等と同様に景観に大きな影響を与える屋外広告物等については、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を本計画に位置づけ、建築物等の景観に関する規制・誘導と連携した景観形成を推進します。

また、「金沢市景観総合計画」に示す屋外広告物等に関する景観まちづくり方針を具現化するため、「金沢市屋外広告物等に関する条例」に基づき、市全域における屋外広告物等を対象とした必要な規制・誘導を行います。

(2) 屋外広告物等における景観への配慮としての基本要件

- ・都市の美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものとしします。
- ・夜間を対象とする屋外広告物等にあっても、昼間の美観を損なわないものとしします。
- ・屋外広告物等の裏面及び側面の不体裁な支柱、支桙等が露出しないものとしします。
- ・点滅灯の類及び回転灯の類は、屋外広告物等に附帯させないものとしします。ただし、安全のために必要な場合を除きます。
- ・第1種禁止地域、第2種禁止地域及び第3種禁止地域にあつては、発光式及び反射式の素材は、使用しないものとしします。
- ・第5種禁止地域にあつては、高さが8mを超える部分については、発光式及び反射式の素材は、使用しないものとしします。

4-2 屋外広告物等の表示等に関する制限

(1) 禁止地域

次に掲げる地域又は場所を、原則、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない地域等として指定します。

- ・都市計画法第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区
- ・金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第9条第1項の規定により定められた同項第1号に規定する伝統環境保存区域及び同項第3号に規定する伝統環境調和区域
- ・金沢市こまちなみ保存条例第5条第1項の規定により指定されたこまちなみ保存区域
- ・市民農園整備促進法第2条第2項に規定する市民農園の区域
- ・文化財保護法第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに同法第143条第2項に規定する条例の規定により本市が定める地域

第4章 屋外広告物等の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

- ・石川県文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同条例第31条第1項の規定により指定された地域
- ・金沢市文化財保護条例第5条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域並びに同項の規定により史跡、名勝又は天然記念物として指定された地域
- ・森林法第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林のある地域
- ・自然環境保全法第3章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第4章の規定により指定された自然環境保全地域
- ・ふるさと石川の環境を守り育てる条例第118条第1項の規定により指定された石川県自然環境保全地域
- ・金沢市自然環境保全条例第10条第1項の規定により指定された金沢市自然環境保全区域
- ・都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域
- ・高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)で市長が指定する区間並びに鉄道等で市長が指定する区間
- ・道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定するもの
- ・都市公園法第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令第2条第1号に規定する公園又は緑地
- ・自然公園法第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園の区域
- ・ふるさと石川の環境を守り育てる条例第161条第1項の規定により指定された石川県立自然公園の区域
- ・河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山、山岳及びこれらの付近の地域で、市長が指定するもの
- ・港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定するもの
- ・官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにこれらの敷地
- ・博物館、美術館及び病院の建造物並びにこれらの敷地で、規則で定める基準に適合するもの
- ・古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、市長が指定するもの
- ・火葬場、葬祭場、社寺及び教会の建造物並びにこれらの境域
- ・前各号に定めるもののほか、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する地域又は場所

ただし、禁止地域であっても、自家広告物及び案内図板等を表示し、又は設置する必要性の高い広告物は、一定の規格内であれば表示することができるものとします。

なお、禁止地域は、地域の特性や土地利用の状況により、第1種から第6種禁止地域に分類します。

第4章 屋外広告物等の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

禁止地域の種別	地域または場所（概要）
第1種	【風致地区、緑地保全区域等】 ・風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、生産緑地地区及び伝統的建造物群保存地区 【専用住居系用途地域内にある伝統環境保存区域、こまちなみ保存区域】 ・伝統環境保存区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域 ・こまちなみ保存区域のうち、里見町区域、水溜町区域、旧蛤坂町区域及び旧彦三一番丁・母衣町区域（これらの区域のうち、水溜町区域にあつては商業地域を、旧蛤坂町区域にあつては近隣商業地域及び商業地域を除く。）
第2種	【専用住居系用途地域】 ・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び景観地区
第3種	【住居系用途地域内にある伝統環境保存区域、こまちなみ保存区域】 ・伝統環境保存区域のうち、市街化調整区域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び準工業地域並びに商業地域 ・こまちなみ保存区域のうち、旧新町区域、大野町区域、水溜町区域、旧天神町区域、旧御歩町区域、旧蛤坂町区域及び金石区域（これらの区域のうち、水溜町区域にあつては商業地域に、旧蛤坂町区域にあつては近隣商業地域及び商業地域に限る。）
第4種	【商業系用途地域内にある伝統環境保存区域、伝統環境調和区域】 ・伝統環境保存区域のうち、商業地域で市長が第3種禁止地域として指定するもの以外の商業地域 ・伝統環境調和区域
第5種	・禁止道路沿線（北陸自動車道）
第6種	・禁止道路沿線（その他）

（2）許可地域

許可地域（禁止地域を除く全ての地域）については、広告物を表示するため、次の規格を遵守することとします。

（3）屋外広告物等の規格

① 広告板及び広告塔

種類	地域の種別	規格
ア 屋上広告物等	第1種、第2種禁止地域	・設置を禁止する。
	第3種、第4種禁止地域	・建築物の壁面から建築物と調和した色彩を有する素材で建ち上げて表示し、若しくは設置し、又は塔屋等の壁面に表示し、若しくは設置する。
		・屋外広告物等の高さは、建築物の高さから3m以下とする。
		・屋外広告物等の上端は、地上から20m以下とする。ただし、商業地域にあつては、地上から40m以下とする。
		・こう配屋根の木造建築物への設置を禁止する。ただし、本屋の外壁に接して設けられた片流れの屋根については、この限りでない。
	第5種、第6種禁止地域及び許可地域	・屋外広告物等の高さは、建築物の高さの2分の1かつ4m以下とする。
		・屋外広告物等の上端は、地上から40m以下とし、建築物の高さから4m以下とする。
	第3種、第4種、第5種、第6種禁止地域及び許可地域	・主たる表示面は、横長とし、支柱等は見えないようにする。
		・屋上の水平投影の範囲内とする（塔屋等を利用する場合は、塔屋等の水平投影の範囲内とする。）。
		・建築物1棟に1個とする。

第4章 屋外広告物等の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

種 類	地域の種別	規 格
イ 建築物又は工作物の壁面（塔屋等の壁面を除く。）を利用するもの（壁面広告物）	第1種、第2種、第3種禁止地域	・屋外広告物等の上端は、地上から6m以下とする。ただし、ビル名称等については、この限りでない。
	第4種禁止地域	・屋外広告物等の上端は、地上から6m以下とする。ただし、ビル名称等については、この限りでない。 ・屋外広告物等の表示面積は、10㎡以内とする。
	第5種、第6種禁止地域及び許可地域	・屋外広告物等の上端は、地上から12m以下とする。ただし、ビル名称等については、この限りでない。 ・屋外広告物等の表示面積は、次の通りとする。 商 業 地 域：利用する建築物又は工作物の壁面の鉛直投影面積に10分の2を乗じて得た面積（その面積が10㎡に満たない場合は、10㎡）以内とする。 その他の地域：利用する建築物又は工作物の壁面の鉛直投影面積に10分の1を乗じて得た面積（その面積が10㎡に満たない場合は、10㎡）以内とする。
	第1種、第2種、第3種、第4種、第5種、第6種禁止地域及び許可地域	・取付壁面からはみ出さないようにする。 ・窓面の開口部をふさがないようにする。 ・広告幕については、専用の懸垂装置があるものとする。
ウ 建築物又は工作物から突出するもの	第1種、第2種、第3種禁止地域	・外壁から突出する部分は、1m以下とする。 ・屋外広告物等の下端は、道路以外の場所では、地上から2.5m以上とし、上端は、軒高までとする。
	第4種、第5種、第6種禁止地域及び許可地域	・外壁から突出する部分は、1.5m以下とする。 ・屋外広告物等の下端は、道路以外の場所では、地上から2.5m以上とし、上端は、地上から31m以下とする。
	第1種、第2種、第3種、第4種、第5種、第6種禁止地域及び許可地域	・建築物1棟につき、原則として、突出位置を1縦列とする。
エ 自己の住所、事務所、営業所等の敷地内に建てるもの（独立自家広告物）	第1種禁止地域	・屋外広告物等の高さは、地上から4m（第1種独立広告物調整地区にあつては8m、第2種独立広告物調整地区にあつては10m）以下とする。 ・屋外広告物等の表示面積は、次の通りとする。 屋外広告物等1基についての1面：5㎡以内 屋外広告物等1基についての合計：5㎡以内 敷 地 内 の 合 計：5㎡以内
	第2種、第3種禁止地域	・屋外広告物等の高さは、地上から6m（第1種独立広告物調整地区にあつては8m、第2種独立広告物調整地区にあつては10m）以下とする。 ・屋外広告物等の表示面積は、次の通りとする。 屋外広告物等1基についての1面：5㎡以内 屋外広告物等1基についての合計：10㎡以内 敷 地 内 の 合 計：10㎡以内
	第4種禁止地域	・屋外広告物等の高さは、地上から6m（第1種独立広告物調整地区にあつては8m、第2種独立広告物調整地区にあつては10m）以下とする。 ・屋外広告物等の表示面積は、次の通りとする。 屋外広告物等1基についての1面：5㎡以内 屋外広告物等1基についての合計：10㎡以内 敷 地 内 の 合 計：15㎡以内

第4章 屋外広告物等の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

種 類	地域の種別	規 格
エ 自己の住所、事務所、営業所等の敷地内に建てるもの（独立自家広告物）	第5種、第6種禁止地域及び許可地域	・屋外広告物等の高さは、地上から6 m（第1種独立広告物調整地区にあっては8 m、第2種独立広告物調整地区にあっては10m）以下とする。
		・屋外広告物等の表示面積は、次の通りとする。 屋外広告物等1基についての1面：道路に面するごとに10㎡以内 屋外広告物等1基についての合計：道路に面するごとに20㎡以内 道路に面するごとの敷地内の合計：30㎡以内
備考		
1 金沢市屋外広告物審査会において、良好な景観又は風致を害するおそれがなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮された屋外広告物等と認められた場合には、緩和規定の適用があります。		

② 野立てのもの（野立広告物）

種 類	地域の種別	規 格
野立てのもの （野立広告物）	第1種、第2種、第3種、第4種、第6種禁止地域	・設置を禁止する。
	第5種禁止地域及び許可地域	・屋外広告物等の高さは、4m（第1種独立広告物調整地区及び第2種独立広告物調整地区にあっては、6m）以下とする。 ・屋外広告物等の表示面積は、次の通りとする。ただし、映像表示装置を利用する場合は、一の敷地において、道路に面するごとに5㎡以内とする。 屋外広告物等1基についての1面： 道路に面するごとに5㎡（第1種独立広告物調整地区及び第2種独立広告物調整地区にあっては10㎡）以内 屋外広告物等1基についての合計： 道路に面するごとに10㎡（第1種独立広告物調整地区及び第2種独立広告物調整地区にあっては20㎡）以内 道路に面するごとの敷地内合計： 15㎡（第1種独立広告物調整地区及び第2種独立広告物調整地区にあっては20㎡）以内 ・高さ、大きさ、色彩等について共通化を図る。 ・1施設当たりの屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の件数の合計は、4以内とする。 ・誘導距離（施設からの距離をいう。）は、3km以内とする。 ・管理者の氏名又は名称を掲出物件に明記する。

③ 簡易な広告物

種 類	規 格	
はり紙	大きさ	表示面積は、1㎡以内とする。
はり札等	大きさ	表示面積は、1㎡以内とする。
立看板等	大きさ	高さ2m以下で、幅1m以下とする。
置看板	大きさ	高さ1.5m以下で、表示面積は、2㎡以内とする。
	設置場所	通行上支障のない場所とする。
広告幕 （建築物又は工作物の壁面を利用するものを除く。）	大きさ	表示面積は、15㎡以内とする。
広告旗	大きさ	表示面積は、2㎡以内とする。
ぼんぼり	大きさ	表示面は、縦1m以下、横0.8m以下とする。
	その他	広告表示面は、3面以内とする。

第4章 屋外広告物等の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

種 類		規 格	
電柱を利用する屋外広告物	トタン等を巻き付けるもの	設置位置	広告面の高さは、地上から1m以上を下端とし、上端は2.8m以下とする。
		設置形態	全面巻き付け又は両側2面とする。
		色彩	広告面の図案色彩は、3色以内とする。
		設置個数	電柱1本につき1個とする。
		その他	直接塗り書きはしない。
	突き出して取り付けるもの	大きさ	幅0.45m以下、高さ0.9m以下とし、かつ、出幅は0.6m以下とする。
		設置位置	広告面は、車両進行の反体面又は歩道面とする。 広告面の下端は、道路以外の場所では地上から2.5m以上とする。
		色彩	広告面の図案色彩は、3色以内とする。
		設置個数	電柱1本につき1個とする。
		その他	直接塗り書きはしない。
街灯柱を利用する屋外広告物		大きさ	短辺0.45m、長辺0.9mの長方形に収まるものとする。
		設置位置	広告面の下端は、道路以外の場所では地上から2.5m以上とする。
		色彩	ガラス、合成樹脂等の表面の色は、乳白色とする。
		設置個数	街灯柱1本につき1個とする。
		その他	直接塗り書きはしない。
標識を利用する屋外広告物	バス停留所の標識を利用する屋外広告物	大きさ	標識の表示面の面積の3分の1以内とする。
		設置位置	車両進行方向から展望できない面とする。
		その他	標識の表示面は、2面以内とする。
	消火栓の標識を利用する屋外広告物	大きさ	縦0.4m以下、横0.8m以下とする。
		設置位置	広告面の下端は、道路以外の場所では地上から2.5m以上とする。
アドバルーン		設置等	風圧に耐えるように綱でしっかりと係留する。
備考			
1 冠婚葬祭、祭礼等の慣例又は営利を目的としない活動のため一時的に表示し、又は設置する立看板等、広告旗及び広告幕の類については、この表の規格を適用しないことができます。			
2 法令等の規定により表示し、又は設置する屋外広告物等については、その法令等の規定によるものとします。			

④ 移動広告物

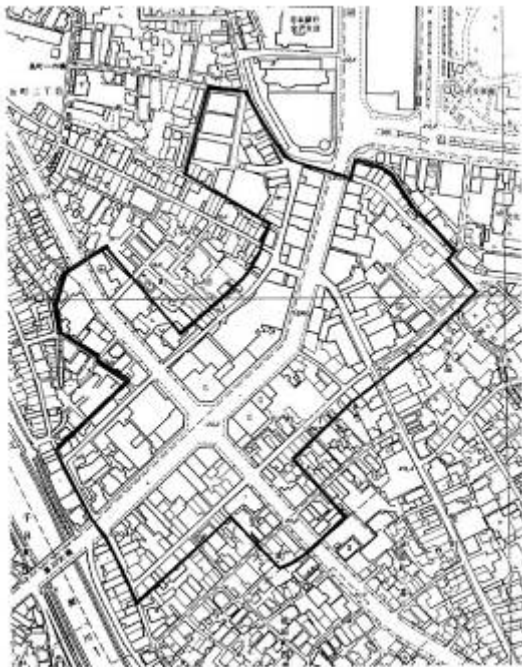
種 類		規 格	
電車又はバスの外面を利用する屋外広告物	電車の車体を利用する屋外広告物	大きさ	広告面の横幅は、車体の長さの3分の1以下、縦幅は、1m以下とする。また、出幅は、0.05m以下とする。
		設置個数	一車体に取り付ける個数は、6個以内とする。
	バスの車体を利用する屋外広告物	大きさ	広告面の横幅は、1.2m以下、縦幅は、0.6m以下とする。

（４）屋外広告物活用地区

次に示す屋外広告物活用地区については、良好で創造的な屋外広告物等の集積を誘導することで、屋外広告物等を活用した魅力ある金沢の都市景観の創出を図ります。

区名	位置
片町地区	片町1丁目、片町2丁目、木倉町、大工町、池田町3番丁、下柿木畠、豎町及び広坂1丁目の各一部
武蔵ヶ辻地区	青草町、尾張町2丁目、下堤町、彦三町2丁目、武蔵町、安江町、下近江町、上近江町、下松原町及び袋町の各一部

片町地区



武蔵ヶ辻地区

**（５）その他**

良好な景観を阻害する屋外広告物等については、広告主等に対し、氏名公表も含めた積極的な指導を実施するとともに、必要に応じて撤去を要請するなど、強力な対策を講じます。

また、良好な景観を形成する屋外広告物等については、広告主に対し、奨励策を講じ、その蓄積を図ることで、更なる良好な景観形成を推進します。